**○外務省告示第二百十号**

次に掲げる各国の政府は、平成十六年十一月十一日に東京で作成された「アジアにおける海賊行為及び船舶に対する武装強盗との戦いに関する地域協力協定」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日にシンガポール共和国政府に寄託した。

| | |
|---|---|
| ノルウェー王国 | 平成二十一年六月三十日 |
| オランダ王国 | 平成二十二年五月四日 |
| デンマーク王国 | 平成二十二年九月二十一日 |
| グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 | 平成二十四年三月二日 |

よって、同協定は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

| | |
|---|---|
| ノルウェー王国 | 平成二十一年八月二十九日 |
| オランダ王国 | 平成二十二年七月三日 |
| デンマーク王国 | 平成二十二年十一月二十日 |
| グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 | 平成二十四年五月一日 |

（平成二十一年七月一日付け、平成二十二年五月六日付け、同年九月二十二日付け及び平成二十四年三月五日付けシンガポール共和国外務省口上書）

平成二十四年六月十二日

外務大臣　玄葉光一郎

**○外務省告示第二百十一号**

平成二十四年五月三十日にウランバートルで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億千七百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで
4　署名者

| | |
|---|---|
| 日本側 | 清水武則在モンゴル大使 |
| モンゴル側 | ゴンボジャブ・ザンダンシャタル外交・貿易大臣 |

平成二十四年六月十二日

外務大臣　玄葉光一郎

**○厚生労働省告示第三百八十四号**

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の設立を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年六月十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　健康保険組合の名称　エイベックス・グループ健康保険組合
2　事務所の所在地　東京都港区南青山三丁目一番二十八号
3　設立事業所の名称及び所在地　エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社　東京都港区　外八事業所
4　認可の年月日　平成二十四年五月十五日

**○厚生労働省告示第三百八十五号**

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十四年六月十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

| 変更前の名称 | 変更後の名称 | 変更年月日 |
|---|---|---|
| エーアイジー・スター生命健康保険組合 | プルデンシャル健康保険組合 | 平成二十四年四月一日 |
| 名古屋トヨペット健康保険組合 | ＮＴＰグループ健康保険組合 | 平成二十四年七月一日 |

**○厚生労働省告示第三百八十六号**

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十四年六月十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

| 健康保険組合名 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 新日本製鐵健康保険組合 | 北海道室蘭市仲町十二番 | 平成二十四年四月一日 |
| | 岩手県釜石市鈴子町二十三番十五号 | |
| | 千葉県木更津市築地一番地一 | |
| | 愛知県東海市東海町五丁目三番地 | |
| | 大阪府堺市堺区築港八幡町一番地 | |
| | 兵庫県姫路市広畑区富士町一番地 | |
| | 山口県光市大字島田三千四百三十四番地 | |
| | 福岡県北九州市戸畑区飛幡町一番一号 | |
| | 大分県大分市字西ノ州一番地 | |

**○厚生労働省告示第三百八十七号**

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十四年六月十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

| 健康保険組合名 | 事務所区分 | 変更前の所在地 | 変更後の所在地 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|
| シティグループ健康保険組合 | 主たる事務所 | 東京都品川区東品川二丁目三番十二号 | 東京都品川区東品川二丁目三番十四号 | 平成二十三年十二月十二日 |
| 信越化学健康保険組合 | 主たる事務所 | 東京都千代田区大手町二丁目六番一号 | 東京都千代田区大手町二丁目六番二号 | 平成二十四年三月一日 |
| 丸善健康保険組合 | 主たる事務所 | 東京都品川区東品川四丁目十三番十四号 | 東京都港区海岸一丁目九番十八号 | 平成二十四年三月二十一日 |
| 日東紡績健康保険組合 | 主たる事務所 | 東京都千代田区九段北四丁目一番二十八号 | 東京都千代田区麹町二丁目四番地一 | 平成二十四年四月一日 |
| 肥後銀行健康保険組合 | 主たる事務所 | 熊本県熊本市練兵町一番地 | 熊本県熊本市中央区練兵町一番地 | 平成二十四年四月一日 |
| 熊本県自動車販売店健康保険組合 | 主たる事務所 | 熊本県熊本市東町四丁目十四番八号 | 熊本県熊本市東区東町四丁目十四番八号 | 平成二十四年四月一日 |
| 南九州コカ・コーラボトリング健康保険組合 | 主たる事務所 | 熊本県熊本市南高江三丁目五番一号 | 熊本県熊本市南区南高江三丁目五番一号 | 平成二十四年四月一日 |
| 西部電気健康保険組合 | 主たる事務所 | 熊本県熊本市室園町十番三号 | 熊本県熊本市北区室園町十番三号 | 平成二十四年四月一日 |
| 平田機工健康保険組合 | 主たる事務所 | 熊本県熊本市植木町一木百十一 | 熊本県熊本市北区植木町一木百十一 | 平成二十四年四月一日 |
| 生長会健康保険組合 | 主たる事務所 | 大阪府和泉市府中町二丁目一番三号 | 大阪府和泉市府中町二丁目一番二号 | 平成二十四年四月十六日 |